



島根県報

平成24年5月1日（火）

第2,388号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正 (建 築 住 宅 課) 2

【公 告】

平成24年度製菓衛生師試験の実施 (薬 事 衛 生 課) 2

【選管告示】

政治資金規正法の規定に基づく寄附を受け、又は支出することができない団体 3

【人委告示】

平成24年度島根県職員採用大学卒業程度試験の実施 3

平成24年度島根県職員（経験者）採用試験及び島根県職員（地区別）採用試験の
実施 7

告 示

島根県告示第294号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成22年島根県告示第102号）の一部を次のように改正し、平成24年5月1日から施行する。

平成24年 5 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「

| | | | | | |
|---------|-------------|-------------|------|------|---|
| 表益田市の項中 | 原浜 | 中層耐火構造 4 階建 | 昭和56 | 0.96 | を |
| | | | 昭和57 | | |
| | | | 昭和58 | | |
| | 中層耐火構造 3 階建 | 昭和57 | | | |

」

「

| | | | | |
|----|-------------|------|----------------------------------|-------|
| 原浜 | 中層耐火構造 4 階建 | 昭和56 | 0.96 (第312号の住戸に あつては、0.98) | に改める。 |
| | | 昭和57 | | |
| | | 昭和58 | | |
| | 中層耐火構造 3 階建 | 昭和57 | | |

」

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、平成24年度製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）第2条の規定により公告する。

平成24年 5 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 試験期日
 - 平成24年 7 月 4 日（水）
 - 午前10時30分から午後 0 時30分まで
- 2 試験場所
 - 松江市殿町158
 - 島根県民会館 大会議室
- 3 試験科目
 - 衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技
- 4 受験資格
 - 次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
 - (2) 学校教育法第57条に規定する者であつて、2年以上菓子製造業に従事したもの
- 5 出願の方法
 - (1) 提出書類

製菓衛生師法施行細則第3条に規定する製菓衛生師試験受験願書及び添付書類

(2) 受験願書の提出

ア 県内居住者は、平成24年5月1日（火）から同年6月4日（月）までに住所地を管轄する保健所に提出すること。

イ 県外居住者は、平成24年5月1日（火）から同年6月4日（月）までに松江市殿町128番地島根県健康福祉部薬事衛生課に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成24年6月4日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験手数料

9,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

6 受験票の送付

受験願書を審査し、適格と認めた者には、受験票を送付する。

受験票が平成24年6月26日（火）までに到着しない場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課までその旨を申し出ること（受験票の配達不能等がないように受験願書の住所欄に番地及び何某方までを明確に記入すること。）。

7 合格者の発表

平成24年8月6日（月）に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

8 その他

(1) 受験手続その他試験についての問合せは、保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課（松江市殿町128番地 電話0852—22—6487）にすること。

(2) 平成23年度の試験問題及び解答については、島根県県政情報センター（松江市殿町1番地 県庁第3分庁舎（旧博物館）旧館1階 電話0852—22—6139）及び各地区の県政情報コーナーで閲覧することができる。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第8号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成24年4月3日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年5月1日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

| 名 称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|-----------|--------|----------|----------------|
| くまがい直道後援会 | 熊谷 貢 | 中祖 徹朗 | 大田市長久町長久イ654-1 |

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第2号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成24年度島根県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施する。

平成24年5月1日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成24年 5 月 8 日（火）から同年 5 月 28 日（月）まで

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日及び日曜日を除く。）。郵送による場合は、5 月 28 日までの消印のあるもの限り受け付ける。インターネットによる場合は、5 月 24 日（木）午後 5 時 15 分までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職 務 内 容 |
|------|--------|--|
| 行政 | 24名 | 島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事 |
| 心理 | 2名 | 島根県の諸機関に勤務し、児童、家族又は障がい者の支援に関する心理診断・指導・相談等の業務に従事 |
| 児童福祉 | 2名 | 児童相談所、児童自立支援施設（わかたけ学園）等に勤務し、児童相談や児童の生活・スポーツ指導等の業務に従事 |
| 食品衛生 | 1名 | 島根県の諸機関に勤務し、食品の安全確保等の業務に従事 |
| 農業 | 7名 | 島根県の諸機関に勤務し、農業の振興、農業生産技術の普及指導等の業務に従事 |
| 畜産 | 1名 | 島根県の諸機関に勤務し、畜産の振興、畜産技術の普及指導等の業務又は試験研究に従事 |
| 林業 | 5名 | 島根県の諸機関に勤務し、林業に関する知識・技術の普及指導、試験研究、治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事 |
| 水産 | 2名 | 島根県の諸機関に勤務し、水産の振興、水産技術の普及指導、水産に関する試験研究等の業務に従事 |
| 水産食品 | 1名 | 島根県の諸機関に勤務し、水産の振興、水産食品に関する試験研究及び技術の普及指導等の業務に従事 |
| 総合土木 | 11名 | 島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画や土地改良・農地防災等の調査計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事 |
| 建築 | 3名 | 島根県の諸機関に勤務し、建築・住宅行政を推進するとともに、県有建築物に関する企画・設計・施工管理等に従事 |
| 化学 | 2名 | 島根県の諸機関に勤務し、環境行政及び廃棄物行政等の事務又は環境に関する試験研究に従事 |
| 電気 | 2名 | 島根県の諸機関に勤務し、建築物に係る電気設備等に関する設計・施工管理、発電所等の電気設備の運転・保守管理又は防災行政無線設備の管理等の業務に従事 |
| 機械 | 1名 | 島根県の諸機関に勤務し、建築物の機械設備に関する設計・施工管理、下水道終末処理場等の機械設備の運転・保守管理等の業務に従事 |
| 原子力 | 1名 | 島根県の諸機関（原子力安全対策課等）に勤務し、原子力発電所の安全確保、原子力防災等の業務に従事 |
| 警察事務 | 7名 | 島根県警察の諸機関に勤務し、警察事務に従事 |

(注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験に限る。

2 申込受付後の試験区分の変更は認めない。

3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、学歴、資格等

| 試験区分 | 年 齢 ・ 学 歴 等 |
|-------|--|
| 全試験区分 | 次のいずれかに該当する者 ア 昭和55年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者 イ 平成3年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認める者を含み、短期大学を除く。）を卒業した者又は平成25年3月31日までに卒業見込みの者 |

ただし、次の試験区分を受験する者については、それぞれ次の要件を満たす者に限る。

| 試験区分 | 資 格 |
|------|--|
| 児童福祉 | 児童福祉司の任用資格を有する者又は平成25年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者 |
| 食品衛生 | 食品衛生監視員の任用資格を有する者又は平成25年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者 |

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者（試験区分「心理」及び「児童福祉」を除く。）
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

| 区分 | 日 時 | 試験地及び試験場 | 合 格 発 表 |
|--------------------------|--|--|--|
| 第 1 次 試 験 | 平成24年6月24日（日） 受付時間 8：30～9：00 試験時間 9：30～17：00 | 松江市 島根大学（松江キャンパス）教養講義室棟2号館（松江市西川津町） | 7月18日（水）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。 ※試験区分「行政」の第1次試験個別面接試験対象者は6月29日（金）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに対象者の受験番号を掲示するほか、対象者に通知する。 |
| | ※試験区分「行政」の個別面接試験日 平成24年7月10日（火）又は7月11日（水）のうち指定する1日 ※詳細は対象者に通知 （試験場 島根県職員会館） | 浜田市 島根県立大学（浜田キャンパス）講義・研究棟（浜田市野原町） | |
| | 東京都 明治学院大学（白金キャンパス）本館（港区白金台） | | |
| 大阪府 大阪経済大学B館（大阪市東淀川区） | 大阪府 | | |
| 第 2 次 試 験 | 平成24年8月5日（日）～8月8日（水）のうち指定する日 ※詳細は第1次試験合格の際に通知 | 松江市 島根県職員会館（松江市内中原町） | 8月下旬に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。 |

5 試験の種目、配点及び内容

| 区分 | 試験種目及び配点 | 内 容 |
|----|--------------------------|---------------------------------------|
| | 教養試験 「行政」以外 (150点) | 公務員として必要な知識及び知能についての択一式による大学卒業程度の筆記試験 |

| | | | |
|-----------------------|----------------------------|--|--------------------------|
| 第 1 次 試 験 | | 「行政」のみ (100点) | |
| | 専門試験 | 「行政」以外 (150点) | 専門的な知識び能力についての択一式による筆記試験 |
| | | 「行政」のみ (100点) | |
| | 面接試験 (「行政」のみ) (100点) | 職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出） ※択一試験結果の上位の者（最大150名）を対象に7月10日又は7月11日に実施 | |
| 第 2 次 試 験 | 面接試験 (500点) | 職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出） 試験区分「行政」は、集団討論も行う。 | |
| | 論文試験 (200点) | 文章による表現力、課題に対する理解力等の試験 ※第1次試験日（6月24日）に実施 | |
| | 適性検査 | 職務遂行に必要な適性の検査 | |

- (注) 1 第2次試験において、試験区分「建築」については、「建築設計」の筆記実技試験（配点200点）も行う。
- 2 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。
- 3 試験区分「行政」については、最終合格者は第2次試験の評価のみで決定する。

6 専門試験出題分野

| 試験区分 | 出題分野 |
|------|--|
| 行政 | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係 |
| 警察事務 | |
| 心理 | 一般心理学（心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学 |
| 児童福祉 | 社会福祉原論、児童福祉論、障がい者福祉論、社会福祉援助技術、発達心理学 |
| 食品衛生 | 微生物学、食品製造学、無機化学、有機化学、食品化学、公衆衛生学 |
| 農業 | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般 |
| 畜産 | 家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般 |
| 林業 | 森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学 |
| 水産 | 水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学 |
| 水産食品 | 水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産化学、水産利用学、分析化学、有機化学、生物化学、食品科学 |
| 総合土木 | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利、土地改良、農業造構 |
| 建築 | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工 |
| 化学 | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学 |
| 電気 | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信 |

| | |
|-----|---|
| | 工学 |
| 機械 | 数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作 |
| 原子力 | 数学・物理、無機化学・無機工業化学、材料力学、熱力学、機械力学・制御、電気計測・制御、原子核工学、放射線物理・計測 |

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛て先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度申込」と朱書きし、郵便局で簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載された後、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、上記3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、平成24年4月1日現在、原則として次のとおりである。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

| 試験区分 | 学 歴 | 年 齢 | 初任給月額 |
|-------|-----|-----|----------|
| 全試験区分 | 大学卒 | 22歳 | 169,393円 |

10 その他

「自己紹介書」は、面接試験受験に必要な書類であるので、下記提出受付期間中に島根県人事委員会事務局まで提出すること。

| 試験区分 | 対象者 | 受付期間 |
|--------|------------------|-------------------------|
| 「行政」 | 第1次試験個別面接試験受験対象者 | 平成24年6月29日（金）から7月5日（木） |
| 「行政」以外 | 第1次試験合格者 | 平成24年7月18日（水）から7月26日（木） |

島根県人事委員会告示第3号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成24年度島根県職員（経験者）採用試験及び島根県職員（地区別）採用試験を次のとおり実施する。

平成24年5月1日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

1 受付期間

平成24年5月8日（火）～5月28日（月）

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日及び土曜日を除く。）。郵送による場合は、5月28日までの消印のあるもの限り受け付ける。インターネットによる場合は、5月24日（木）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験の種類、試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験の種類 | 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|-------|----------------|--------|---|
| 経験者 | 行政 | 3名 | 島根県の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事 |
| 地区別 | 一般事務 (石見地区) | 1名 | 島根県の石見地区（大田市、江津市、浜田市、益田市、邑智郡、鹿足郡）の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事 |
| | 一般事務 (隠岐地区) | 1名 | 島根県の隠岐地区（隠岐郡）の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事 |

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、資格等

| 試験の種類 | 年齢・資格等 |
|----------|------------------------------|
| 経験者及び地区別 | 昭和52年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者 |

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

| 区分 | 試験日 | 試験地及び試験場 | 合格発表 |
|-------|---|--|--|
| 第1次試験 | 平成24年6月24日（日） 受付時間 8：30～9：00 9：30～ | 松江市 島根大学（松江キャンパス）教養講義室棟2号館 （松江市西川津町） | 7月6日（金）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。 |
| | | 浜田市 島根県立大学（浜田キャンパス）講義・研究棟 （浜田市野原町） | |
| | | 東京都 明治学院大学（白金キャンパス）本館 （港区白金台） | |
| | | 大阪府 大阪経済大学B館 （大阪市東淀川区） | |
| 第2 | 平成24年7月21日（土） ※詳細は、第1次試験合 | 松 島根県職員会館 （松江市内中原町） | 8月中旬に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示 |

| | | | |
|-------------|-------------|--------|-------------------|
| 次 試 験 | 格通知により通知する。 | 江 市 | するほか、合格者に結果を通知する。 |
|-------------|-------------|--------|-------------------|

5 試験の種目、配点及び内容

(1) 経験者

| 区 分 | 試験種目及び配点 | 内 容 |
|-------|------------|---------------------------------------|
| 第1次試験 | 教養試験 (40点) | 公務員として必要な知識及び知能についての択一式による大学卒業程度の筆記試験 |
| | 論文試験 (60点) | 文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験 |
| 第2次試験 | 面接試験 (50点) | 職務遂行能力等をみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書の提出) |
| | 適性検査 | 職務遂行に必要な適性の検査 |

(注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

2 最終合格者は、第2次試験の評価のみで決定する。

(2) 地区別

| 区 分 | 試験種目及び配点 | 内 容 |
|-------|------------|---------------------------------------|
| 第1次試験 | 教養試験 (50点) | 公務員として必要な知識及び知能について、択一式による高校卒業程度の筆記試験 |
| | 作文試験 (50点) | 文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験 |
| 第2次試験 | 面接試験 (50点) | 職務遂行能力等をみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書の提出) |
| | 適性検査 | 職務遂行に必要な適性の検査 |

(注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

2 最終合格者は、第2次試験の評価のみで決定する。

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「経験者請求」又は「地区別請求」と朱書し、120円切手を貼った宛て先明記の返信用封筒 (角形2号) を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「経験者申込」又は「地区別申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

8 給与

初任給は、経歴に応じて決定する。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。
初任給の例 (平成24年4月1日現在)

| 試験区分 | 学 歴 | 年 齢 | 公務に有効な民間等経歴 | 初任給月額 |
|------|-----|-----|-------------|----------|
| 経験者 | 大学卒 | 25歳 | 3年 | 188,476円 |
| 地区別 | 高校卒 | 25歳 | 7年 | 175,885円 |